

アルバイト規定

第1章 学校の方針について

第1条 アルバイトについては、原則、禁止とする。

第2条 学校が規定する条件を満たす生徒については、特別にアルバイトを許可する。

第3条 アルバイト申請を行う際は、「アルバイト許可願」に理由等を記入し、担任から学年のアルバイト担当係に提出する。

第4条 許可条件

- 1 奨学金、就学援助、生活保護等（児童福祉施設等の入所も含む）を受けている。
- 2 天災その他不慮の災害を受けている。
- 3 経済的に困窮しているなどやむを得ない理由がある。
- 4 上記1から3のいずれかに該当する者で、出席および成績状況が良好な者。
 - (1) 前学期の欠席が2回、遅刻3回、早退1回までの者。
 - (2) 前学期の欠点が1科目3単位以内の者

第5条 提出された「アルバイト許可願」を生徒指導課で審議し、上記第1章第4条の事項を概ね満たしたと判断した場合に「アルバイト許可証」を発行する。

第6条 アルバイトを許可する場合は、保護者および本人への面接および諸注意を行う。
(担任、生徒指導課アルバイト担当係から面接・諸注意を受ける)

第7条 アルバイト先が決定したら、「アルバイト届」に必要事項を記入し、提出する。

第8条 アルバイトを許可された生徒は、毎学期に1回、生徒指導課アルバイト担当係から定期的に指導を受ける。

第2章 指導項目について

第1条 アルバイトを許可された場合は、以下の内容を遵守する。

- 1 酒類を供する接客業でないこと。
- 2 自動車等を使用する仕事でないこと。
- 3 危険を伴う仕事でないこと。
- 4 定期考査1週間前から定期考査終了までの期間は、禁止すること。
- 5 アルバイト中は許可証を携帯すること。
- 6 その他、学校が休校等になった日や期間は、禁止すること。

第2条 許可後、次回の定期面接・諸注意時に出欠状況、成績、学校生活態度等が悪化したと認められる場合は、アルバイト許可を取り消す。

第3条 アルバイトを辞めた場合は、許可証を返納する。

第4条 無許可アルバイトは懲戒処分とする。

附則 この規定は、平成27年4月から施行する。

令和2年3月31日一部改正、令和3年3月31日一部改正

令和4年3月31日一部改正、令和5年3月31日一部改正